

○松本市上下水道局庁舎等管理規程

平成28年3月31日

上下水道局管理規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、上下水道局庁舎等の管理について必要な事項を定めることにより、上下水道局庁舎等における秩序及び美観の保持並びに災害の防止に努め、もって市民の福祉の増進及び公務の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「庁舎等」とは、上下水道局庁舎及びこれらと一体的に管理する土地、建物及びこれらの従物をいう。

(2) 「事務室等」とは、庁舎等のうち、職員の執務の用に供する部分をいう。

(庁舎等管理責任者等)

第3条 庁舎等の管理を統括するため、庁舎等に庁舎等管理責任者を置き、総務課長をもってこれに充てる。

2 庁舎等管理責任者が不在のときにその職務を代理するため、庁舎等管理代理者を置き、庁舎等管理責任者が指定する職員をもって充てる。

(禁止行為)

第4条 庁舎等においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 庁舎等その他の市有物件を破損し、庁舎等の美観を損し、又は汚損すること。

(2) 恫喝し、威圧し、又は騒ぎ立てること。

(3) 危険な場所で火気を取り扱い、又は指定の場所以外で喫煙すること。

(4) 通行の妨害となること。

(5) 凶器又は爆発物等の危険物を庁舎等に持ち込むこと。

(6) 乱暴な言動等により他人に嫌悪感を与えること。

(7) 泥酔等により他人に迷惑を及ぼすこと。

(8) 職員に面会を強要すること。

(9) 職員に金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをすること。

(10) 正当な理由なく長時間居座ること。

(11) 正当な理由なく事務室等に立ち入ること。

(12) 他人の迷惑となる物品又は動物を携行すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の秩序を乱し、又は公務の執行を妨げる等、管理上不相当と認められること。

(使用の許可)

第5条 庁舎等においては、庁舎等管理責任者の許可なく、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 集会、催し、その他これに類すること。

(2) ポスター、看板、けんすい幕、旗その他これらに類するものを掲示し、又は掲揚すること。

(3) 物品販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これに類すること。

(4) 屋上を使用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理責任者が特に許可が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、庁舎等使用許可申請書(様式第1号)を庁舎等管理責任者に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定による行為をしようとする者は、当該行為に係る物件を提示することにより、当該申請書の提出に代えることができる。

3 庁舎等管理責任者は、第1項の許可をするときは、庁舎等使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。ただし、前項ただし書に係る許可は、物件に許可印(様式第3号)を押すことにより、当該許可書に代えることができる。

4 庁舎管理責任者は、第1項の許可をするときは、管理上必要な条件を付すことができる。

5 庁舎等管理責任者は、前項の規定により付した許可の条件に違反する者に対し、当該許可を取り消すことができる。

(不許可)

第6条 庁舎等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による申請に係る行為を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 来庁者の迷惑となるおそれがあると認めるとき。

(3) 庁舎等及びその設備、備品等を破損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

(4) 公務の執行に支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等管理責任者が不相当と認めるとき。

(違反者等に対する措置)

第7条 庁舎等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれが明らかであ

ると認められる者に対し、庁舎等への立入りを禁止し、又は行為の中止、庁舎等からの退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。この場合において、庁舎等管理責任者は、物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を撤去しないときは、当該物件を撤去することができる。

(1) 第4条の規定に違反する者

(2) 第5条の規定による許可を受けないで、又は許可の条件に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をする者

(出入口の開閉)

第8条 上下水道局庁舎の出入口（執務時間外通用口を除く。）は、営業日において、午前7時30分に開放し、午後8時に閉鎖するものとする。ただし、上下水道局庁舎以外の施設における出入口の開閉時間は、庁舎等管理責任者が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎等管理責任者が必要と認めるときは、庁舎等の出入口の開閉時間を変更することができる。

(閉鎖時間中の出入り)

第9条 前条の規定による閉鎖時間中に庁舎等に入ろうとする者は、当直者に所属、氏名を明らかにした上で開錠、入所しなければならない。ただし、上下水道局庁舎以外の施設においては、庁舎等管理責任者が別に定める。

(拾得物の届出)

第10条 庁舎等内において遺失物を拾得した者は、直ちに、庁舎等管理責任者に届け出なければならない。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により庁舎等を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、庁舎等管理責任者が別に定める。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。